

## 「後期松前氏時代」について(9)

後期松前氏時代の産業で觀るべきものは漁業のみとされ、そのなかでも鮭漁が最たるものでした。天保（1830—1844）の飢饉（ききん）では、凶作が数年間に及び、松前地方の細民（さいみん）は神威崎（かむいみさき）積丹郡（しゃいたんぐん）積丹町（しゃいたんまち）以南の近場（ちかば）所（西蝦夷地の入り口）に移住しました。

それ以前の、天明（1781）の飢饉の時は、福山・江差地方でも文化（1804）頃まで鮭が凶漁（きょうりょう）となつたので、この地方の漁民は西蝦夷地（日本海沿岸）に出稼ぎに行くことになりました。

そして、天保の飢饉の時に渡來した奥羽からの飢民（きみん）は、福山・江差地方の出稼ぎ者と共に、鮭漁で労働力が不足していた西蝦夷地に移住する結果となつたので、岩内や積丹の諸場所に大きな集落が出来ました。

1809) の道内全体での和人口が 3 万 1 千 7 百余でした。嘉永 3 年(1850) では 5 万 9 千 5 百余と倍近くに増加し、西蝦夷地に土着しました。

東蝦夷地(太平洋沿岸)の鮭・鱈漁は減少の傾向にあり、主な鮭・鱈の産地である根室・国後・択捉などでも不漁であったとされています。

また、鮭の他に鰯・鮪・鰆・鮑・昆布も盛んになりました。鮪漁は臼尻・尾札部で盛んに行われました。

江差地方の鮭漁は、文化 5・6 年には回復しましたが、福山地方は文政 6 年(1824) になつて回復し、丁度松前藩の復領時期とも重なつていたので「殿様下れば鮭も下る」と云われ、殿様が松前に帰つて来たので、鮭も松前に帰つたと歓

の一時的な出稼ぎが許されたのでしたが、次第に永続的となり、出稼ぎ人を受け入れた場所請負人は、収入が増加してきて競つてこれを歓迎し、松前地方の漁民ばかりか、南部・津軽の漁民も松前土着の者として出稼ぎをさせました。  
なお、出稼ぎ人は、漁獲物の二割を場所請負人に納め、八割を自らの取得とするもので、俗に「二八取り」と呼ばれていました。

また、出稼ぎ地は初め厚田（現石狩市厚田区）以南でしたが、さらに北への出漁の希望があつたので、天保11年（1840）に増毛場所請負人の伊達林右衛門と、留萌場所請負人の栖原仲蔵が、連名でこの両場所での漁民の出稼ぎの許可を出願し、7月に許可されました。

出稼ぎ漁民は漁獲物の二割を請負人に納め、他は自

## 大網の禁止と網切り騒動

そこで、翌安政2年春に、  
乙部から熊石の漁民約50  
人が数十艘の漁船に乗り  
込み西蝦夷地に入り、いた  
るところの大網を切断して  
古平まで進んだところ、勤  
番の役人により執り鎮めら  
れました。

この年の秋には、江差から熊石までの漁民約3千人が、江差の町役所に押しかけ大網全廃を訴え、松前藩はこれを厳重に禁止する触れ書きを出しました。

安政2年5月に請負人一同は、大網が小漁業者の妨害になつていないので廃さないよう請願しましたが、松前藩はこれを採用せず、同年7月に再びこれらの網の使用を厳禁しました。

そして、天保の飢饉の時に渡來した奥羽からの飢民は、福山・江差地方の出稼ぎ者と共に、鮭漁で労働力が不足していた西蝦夷地に移住する結果となつたので、岩内や積丹の諸場所に大き

江差地方の鮭漁は、文化5・6年には回復しましたが、福山地方は文政6年(1824)になつて回復して、丁度松前藩の復領時期とも重なつていいたので「殿様下れば鮭も下る」と云われ、殿様が松前に帰つて来たので、鮭も松前に帰つたと歓

鮓漁の回復と出稼ぎ

では、凶作が数年間に及び、松前地方の細民は神威岬（現積丹郡積丹町）以南の近場所（西蝦夷地の入り口）に移住しました。それ以前の、天明（1781）の飢饉の時は、福山・江差地方でも文化（1804）頃まで鮭が凶漁となつたので、この地方の漁民は西蝦夷地（日本海沿岸）に行きました。

東蝦夷地（太平洋沿岸）の鮭・鱈漁は減少の傾向にあり、主な鮭・鱈の産地である根室・国後・択捉などでも不漁であつたとされています。

また、鮭の他に鰯・鮪・鰆・鮑・昆布も盛んになり、鮪漁は臼尻・尾札部で盛んに行われました。

でしたが、さらに北への出漁の希望があつたので、天保11年（1840）に増毛場所請負人の伊達林右衛門と、留萌場所請負人の栖原仲蔵が、連名でこの両場所での漁民の出稼ぎの許可を出願し、7月に許可されました。

のうえ、異議なきときには大網を使用できるよう出願し許可を得ました。

請負人はこれを口実に大網を用い、嘉永年間には使用者が増大し、同時に江差地方が薄漁はくぎょとなつたので、松前藩は嚴重に禁止するため安政元年（1854）2月に禁令を出しましたが実行されず、同年はさらに凶

同年7月に再びこれらの網の使用を厳禁しました。しかし同年8月に、請負人らは3年間の実施の猶予を請いたので、事態を重く見た箱館奉行は、蝦夷地が幕府直轄になつたばかりとの理由で1年間に限り大網の使用を許し、事務引継ぎ終了後、調査の上処置するとした。